事　務　連　絡
平成２８年８月３１日

各都道府県教育委員会指導事務主管課
各指定都市教育委員会指導事務主管課
各都道府県私立学校事務主管課
各国立大学法人附属学校事務主管課
御中

文部科学省初等中等教育局教育課程課教育課程企画室

教育研究開発申請予定者説明会の開催について（依頼）

文部科学省では、教育課程の基準の改善に資するため、別添１の教育研究開発実施要項に基づき研究開発学校制度を設けています。このたび、平成２９年度教育研究開発事業の実施に向け、研究開発学校の指定を希望する学校の関係者等を対象に、下記のとおり、研究開発のポイントや留意点についての説明会を開催いたします。
つきましては、説明会への参加者を取りまとめの上、参加者名簿の提出をお願いいたします。

記

１．日時

平成２８年９月３０日（金）１４：００～１５：３０

２．会場

文部科学省３階　３Ｆ１特別会議室
〒１００－８９５９　東京都千代田区霞が関３－２－２

３．日程

１３：３０～１４：００　受付
１４：００～１５：３０　研究開発学校制度の概要の説明及び質疑応答　等

４．参加対象者

平成２９年度に研究開発学校の指定を希望する学校及び管理機関関係者

５．参加者の登録方法

説明会への参加者について、様式１の参加者名簿により、各都道府県教育委員会、各指定都市教育委員会、各都道府県私立学校担当部局及び附属学校を置く各国立大学法人において取りまとめ、電子メールにて下記担当まで御提出ください。

６．参加者名簿の提出期限

平成２８年９月１６日（金）

７．その他

・　合同庁舎に入る際は、本事務連絡又は身分証明書（顔写真入り）が必要となりますので、説明会当日は忘れずに持参してください。
・　平成２９年度教育研究開発実施希望調査については、９月中旬に照会を行う予定です。研究開発課題については、その際御連絡いたします。

＜本件担当＞
文部科学省初等中等教育局教育課程課
教育課程企画室企画係（度會、稲葉、川﨑、石神、関口）
TEL:03-5253-4111（内線2367,2368）
03-6734-2368（直通）
FAX:03-6734-3734
E-mail:kyokyo@mext.go.jp

（別添１）

教育研究開発実施要項

平成１３年１月６日
文部科学大臣裁定
平成１６年４月１日改正
平成１９年４月１日改正
平成２０年４月１日改正
平成２１年2月２６日改正
平成２２年3月２５日改正
平成２４年7月３０日改正
平成２８年４月１日改正

１　趣　旨

文部科学省は，幼稚園，小学校，中学校，義務教育学校，高等学校，中等教育学校，特別支援学校及び幼保連携型認定こども園の教育課程の改善に資する実証的資料を得るため，特定の学校を学校教育法施行規則第５５条（同規則第７９条，第７９条の６及び第１０８条第１項で準用する場合を含む。），第８５条（同規則第１０８条第２項で準用する場合を含む。）及び第１３２条に基づく研究開発を実施する学校（以下「研究開発学校」という。）に指定する。

２　研究開発学校の指定

(1)　研究開発の実施を希望する幼稚園，小学校，中学校，義務教育学校，高等学校，中等教育学校，特別支援学校及び幼保連携型認定こども園の管理機関（国立学校にあっては当該学校を設置する国立大学法人，公立学校にあっては当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会（幼保連携型認定こども園にあっては，当該地方公共団体の長），私立学校にあっては当該学校を設置する学校法人をいう。以下同じ。）は，都道府県の教育委員会又は知事を経由して（国立大学法人及び指定都市教育委員会にあっては直接），文部科学省に研究開発学校指定申請書を提出するものとする。申請書には当該学校の同意書を添付するものとする。

(2)　文部科学省は，研究開発学校指定申請書に記載された研究開発実施計画を審査し，適切と認めるときは当該学校を研究開発学校に指定する。

３　研究開発の委託

文部科学省は，管理機関の希望がある場合は，指定された研究開発学校における研究開発の実施を当該学校の管理機関に委託する。

４　研究開発の実施

研究開発学校においては，学校教育法施行規則第５５条（同規則第７９条，第７９条の

６及び第１０８条第１項で準用する場合を含む。），第８５条（同規則第１０８条第２項で準用する場合を含む。）及び第１３２条に基づき，現行教育課程の基準によらない教育課程を編成し及び実施して研究開発を行う。ただし，幼稚園及び幼保連携型認定こども園にあっては現行教育課程の基準によりこれを行うものとする。

5　研究開発学校の運営

(1)　研究開発学校にあっては，管理機関は，研究開発学校の運営に関し，専門的見地から指導，助言，評価に当たる運営指導委員会を設けるものとする。運営指導委員会は，学校教育に専門的知識を有する者，学識経験者，関係行政機関の職員等によって組織する。

(2)　都道府県教育委員会は，域内の市町村教育委員会に対し（幼保連携型認定こども園にあっては，都道府県知事は，域内の市町村長に対し），研究開発学校の運営に関し必要な指導助言を行うことができる。

(3)　文部科学省は，研究開発学校における研究開発の実施状況につき，実地に調査することができる。

6　指定及び委託の期間

研究開発学校としての指定及び研究開発の委託の期間は，原則として４年とする。

7　実績の報告及び活用

(1)　管理機関は，研究開発学校における研究開発の実績を毎年度文部科学省に報告するものとする。

(2)　(1)により報告された実績については，文部科学省においてその集録を編集し，一部または全部を修正・翻案し，文部科学省刊行物をはじめとした書籍，インターネット及びその他の媒体により公表することができるものとする。

(3)　研究開発学校においては，地域や学校の実態に応じて，研究発表会，公開授業，研修会等の開催，インターネットによる情報提供などの取組を実施することにより，本事業の実績が他校における研究に資するよう，積極的な情報提供を行うものとする。

8　委託経費

(1)　文部科学省は，予算の範囲内で調査研究に要する経費を支出する。

(2)　文部科学省は，必要に応じ，委託に係る研究開発の実施状況及び経理処理状況について実態調査を行うものとする。

9　教育研究開発企画評価会議

(1)　研究開発の推進に係る企画，研究開発実施計画の審査及び研究開発の実績の評価等を行うため，文部科学省初等中等教育局に教育研究開発企画評価会議を置く。

(2)　教育研究開発企画評価会議は，学校教育に専門的知識を有する者，学識経験者，関係行政機関の職員等をもって構成する。

(3)　特定の分野の研究開発についての審査・評価等を行うため，教育研究開発企画評価会

議に専門会議を置くことができる。

10　文部科学大臣の是正措置

文部科学大臣は，研究開発学校における研究開発の実施が，指定の趣旨に反すると認めるときは，教育研究開発企画評価会議の意見を聴いて，必要な是正措置を講ずるものとする。

附　則（平成２２年３月２５日改正）

研究開発学校のうち、平成２１年度に「英語教育改善のための調査研究事業実施要項」（平成２１年１月２８日文部科学大臣決定）に基づき指定を受け、平成２２年度及び平成２３年度に研究開発学校として研究開発を実施する学校についての研究開発の委託及び実績の報告については、同要項によるものとする。

附　則（平成２４年７月３０日改正）

研究開発学校のうち、平成２４年度以前に指定を受けた学校については、６の規定にかかわらず、当該指定及び研究開発の委託の期間は、原則として３年とする。